

第2章

人権が尊重される社会の形成

人権は、誰もが生まれながらに持っている、人間が人間らしく生きていいくための権利であり、性別、国籍、年齢、病気や障害などによる差別、偏見のない社会の実現が求められます。

配偶者等からの暴力、性暴力、ストーカー、セクシュアル・ハラスメント、売買春等は、その形態の如何を問わず男女平等参画社会の実現を阻害する要因です。これら加害行為は、極めて自己中心的な目的で行われることが少なくありません。一方、被害に遭った者は、恐怖や不安を与えられるばかりか、その身体やこころに一生かかる回復できない傷を受ける場合も多くみられます。深刻な人権侵害であるこれらの加害行為を防止し、人権を守るために行政はもちろん、都民、事業者、民間団体等が力を合わせて取り組む必要があります。

また、暴力表現や配慮を欠いた性表現を防ぐなど、メディアにおける人権の尊重を確保することも重要です。

男性も女性も各人が、互いの特質を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ相手に対する思いやりをもつことは、男女平等参画社会形成の前提です。特に、妊娠・出産期の女性への支援や、近年急増している50歳代の男性の自殺などに対する対応が急務です。このようなことに配慮し、男女の生涯を通じた健康の支援のための対策を推進していきます。

2. 人権が尊重される社会の形成

(1)男女平等参画を阻害する暴力への取組

① 配偶者等からの暴力の防止

- ア 被害者等への支援
- イ 自立生活再建のための支援
- ウ 普及・啓発
- エ 人材の育成・連携の強化

ア 被害者等への支援

② 性暴力・ストーカー等の防止

ア 被害者等への支援

ア 被害者等への支援

③ セクシュアル・ハラスメントの防止

- ア 都庁内におけるセクシュアル・ハラスメントの防止対策
- イ 相談・普及啓発

ア セクシュアル・ハラスメント防止の普及啓発等

(2)生涯を通じた男女の健康支援

- ア 母子保健医療体制の整備及び相談等の支援
- イ 各年代に応じた健康支援及び性教育

ア 出産・育児準備支援等
イ 各年代に応じた健康支援及び性教育

(3)男女平等参画とメディア

ア メディアへの対応

ア メディア事業者の取組
イ メディアへの対応能力の育成

(1) 男女平等参画を阻害する暴力への取組

① 配偶者等からの暴力の防止

目標

配偶者暴力被害者の安全を確保し、本人の意思を尊重した継続的な支援を行うとともに、暴力の防止に社会全体で取り組みます。

■現状・課題

配偶者暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、「配偶者」という親密な間柄において、家庭という人目に触れにくい場所で起こることから、長年、被害者の救済を困難にしてきました。

被害者の多くは女性です。配偶者暴力は、決して許されない行為であり、個人としての尊厳を傷つけるだけでなく、男女平等参画社会の実現を妨げるものです。

都では、配偶者暴力防止法*の施行に伴い、平成14年4月から東京ウィメンズプラザ及び東京都女性相談センターにおいて配偶者暴力相談支援センター業務を行っており、年間1万件近い相談を受け、600件を超える一時保護を行っています。

平成17年度の都の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数は、9,766件で、内訳は被害者本人からの相談が7,694件、親・きょうだい・友人等からの相談が2,072件となっています。被害者本人からの相談の99%が女性の被害者からの相談です。

■基本的方向

配偶者暴力被害者やその子どもの安全を確保し、本人の意思を尊重した継続的な支援を行うとともに、子どもに対しても関係機関等が連携し、適切に対応します。

配偶者暴力の背景を深く捉え、恋人など交際相手からの暴力も含め、配偶者暴力についての社会的認識を高めるための意識啓発等、暴力の防止に社会全体で取り組みます。

また、これらの対策を進めるにあたって、都及び区市町村等関係機関、民間団体が相互の連携の下に、それぞれの役割を果たします。

*配偶者暴力防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）

（平成13年4月13日法律第31号、改正平成16年6月2日法律第64号）

配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護を図るための法律が制定され、この法律に基づき、各都道府県に「配偶者暴力相談支援センター」が置かれ、また、暴力をふるう配偶者から被害者を保護する「保護命令」の仕組みなどが設けられています。

く都の施策 >

ア 被害者等への支援

配偶者暴力防止法に基づき、相談や一時保護など配偶者暴力相談支援センター機能の充実を図るとともに、被害者の意思を尊重した支援を行います。

事業名	事業概要	所管局
配偶者暴力相談 支援センター機 能の充実 (ウィメンズブ ラザ)	<p>総合相談 　　ウィメンズプラザを配偶者暴力に関する総合的な相談窓口として、関係機関と連携しながら、被害者・関係者からの相談に対応し、被害者の状況に応じた助言と情報提供を行います。</p> <p>特別相談 ①法律相談 　　配偶者暴力被害などで法的な問題について、弁護士による面接相談を行います。 ②精神科医師による相談 　　配偶者暴力被害者の心理面での健康回復を目的として、面接相談を行います。</p> <p>被害者自立支援講座 　　配偶者暴力被害者の自立促進援助を目的に、心理的サポートと自立支援情報の提供を行う講座を実施します。</p>	生活文化ス ポーツ局
(女性相談セン ター)	<p>女性相談センター 　　一時保護等に関する相談を実施します。 また、緊急の保護を必要とする女性被害者等の一時保護等を行います。</p>	福祉保健局
婦人相談員の配 置	女性相談センター等に婦人相談員を配置し、日常生活上の問題や悩みについての相談に応じ、必要な援助を行います。	福祉保健局
☆配偶者暴力被 害者支援基本プ ログラム等の作 成及び活用	<p>被害者支援基本プログラム 　　相談から自立にいたる段階に応じて関係機関の機能や役割を体系的に示し、被害者の状況や意思に基づいた適切な支援を行うために、プログラムを作成し、その活用を図ります。</p> <p>子どものケアプログラム 　　関係機関が共通の認識を持って被害者やその子どもと対応するために、子どものケアに関する体系的なプログラムを作成し、その活用を図ります。</p>	生活文化ス ポーツ局
配偶者からの暴 力への対応	生活安全相談センター及び各警察署において、配偶者からの各種暴力事案に係る相談に対応します。	警視庁

事業名	事業概要	所管局
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護対策等	被害防止措置 配偶者暴力防止法に基づき、暴力の制止その他の被害の発生を防止するための被害防止措置及び関係機関・団体との相互連携協力を行います。	警視庁
	☆警察署長等の援助 法令に基づき、被害者から警察署長等に対し、被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出を受け、申出が相当であると認めるときは、被害者自らが行う安全確保策等を教示するとともに、被害者の住居を知らないようにするなど、配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行います。	
	保護命令違反の取締り 配偶者暴力防止法に基づく保護命令違反の取締りを行います。	

イ 自立生活再建のための支援

被害者の自立生活再建に向けた総合的な支援を行います。

事業名	事業概要	所管局
☆子どもに対する講座の実施	配偶者暴力のある家庭の子どもを対象に、心の傷の回復を支援するため、遊びを通じた精神的なケアを図る講座を実施します。	生活文化スポーツ局
☆自立生活スタート支援事業	様々な困難に直面している施設利用者の新生活へのチャレンジを支援するため、相談対応・情報提供を行うとともに、現行制度の利用が困難な方へ、転居資金（敷金・礼金等）、就職支度金、技能習得資金等の資金の貸付を行います。	福祉保健局
☆都営住宅を活用した被害者の住宅の確保	単身被害者の都営住宅への入居を実施します。 ひとり親家庭の都営住宅の入居機会を拡大するため、世帯向け募集における当選倍率の優遇、ポイント方式による募集、母子生活支援施設転出者向け特別割当てを行います。 20歳未満の子どものいる被害者をひとり親世帯とみなします。（再掲） 住宅に困窮する事情が多様化している現状を踏まえ、配偶者暴力被害等により従前の住居に居住することが困難となった世帯に対する優先入居を実施します。	都市整備局

事業名	事業概要	所管局
☆ I T ボランティア講座	被害者の就労に役立つパソコン技術の習得を支援するため、民間ボランティア等と連携し、 I T 講座を実施します。	生活文化スポーツ局
☆しごとセンターにおける支援	一人ひとりの適性や状況を踏まえたきめ細かなキャリアカウンセリングや再就職支援セミナーを実施するほか、能力開発、職業紹介を行うなど、就職活動を支援します。	産業労働局
	被害者に対して適切な対応ができるよう、相談員や受付窓口担当者等に対する研修を実施します。	
母子自立支援員の活動	母子家庭及び寡婦に対する相談と、その自立に必要な援助、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行います。(再掲)	福祉保健局
☆職業訓練の実施（母子家庭の母等に対する職業訓練）	公共職業訓練を受講する母子家庭の母等に対し、受講期間中訓練手当を支給します。また、母子家庭の母等の職業的自立を促すため、民間教育訓練機関等を活用し、職業訓練受講機会の確保を図ります。(再掲)	産業労働局
☆母子家庭等就業・自立支援センターによる就業の支援等	都が指定する母子家庭等就業・自立支援センターにより、就職情報の提供、自立促進講習会などの各種支援策を実施します。(再掲)	福祉保健局
ひとり親家庭総合支援事業の実施	ひとり親家庭に対して、区市町村が実施する相談事業や資格取得支援など、各種事業への補助を行います。(再掲)	福祉保健局
☆母子家庭自立支援給付金事業	母子家庭の母親の就業を支援するため、教育訓練や国家資格取得に要する費用の一部を支給するとともに、短期間の有期雇用者を常用雇用へ転換した事業主に一時金を支給します。(再掲)	福祉保健局
☆母子自立支援プログラム策定事業	児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の就業自立を促進するため、自立支援プログラムに基づく就労支援を行います。(再掲)	福祉保健局
☆児童扶養手当・児童育成手当の支給	母子家庭等に対する児童扶養手当の支給、ひとり親家庭に対する児童育成手当の支給により、ひとり親家庭を経済的に支援します。(再掲)	福祉保健局
母子福祉資金の貸付	母子家庭等に対し、母子福祉資金の貸付を実施し、母子家庭等を経済的に支援します。(再掲)	福祉保健局
ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業の実施	日常生活を営むのに著しく支障があるひとり親家庭に対して一定期間ホームヘルパーを派遣し、日常生活の世話等必要なサービスを行う市町村の事業に対して補助します。(再掲)	福祉保健局

ウ 普及・啓発

配偶者暴力を防止し社会認識を深めるため、普及・啓発を行います。

事業名	事業概要	所管局
講演会等の開催	配偶者暴力の防止に向け、配偶者暴力に関する正しい知識、理解の促進のため、講演会等を実施します。	生活文化スポーツ局
啓発用パンフレット等の作成・配布	配偶者暴力防止に関するパンフレット等を広く都民や関係機関等に配布し、暴力に対する理解を促します。	生活文化スポーツ局

エ 人材の育成・連携の強化

被害者に適切な支援が行えるよう人材を育成するとともに、民間団体との連携も含め、都と区市町村等関係機関の連携と協力のためにネットワークを形成します。

事業名	事業概要	所管局
職務関係者研修	配偶者暴力被害者とかかわりのある関係機関（保健、医療、福祉、警察、学校等）の職員に対して、配偶者暴力の実態、法制度、支援に必要な情報・技術（二次被害の防止を含みます。）を提供します。	生活文化スポーツ局
☆民間人材の養成	民間団体とも協力して、民間団体の活動に有用であるボランティア等の人材を養成し、活用できる仕組みづくりを進めます。	生活文化スポーツ局
☆配偶者暴力対策ネットワーク会議の設置・運営	都、区市町村、警察等関係機関の連携強化を図り、配偶者暴力対策を総合的に推進するため、都における広域連携ネットワークを構築します。	生活文化スポーツ局
☆区市町村地域連携モデル事業	区市町村を中心とした支援体制を構築するため、配偶者暴力相談支援機能の充実、地域のネットワークづくりのための支援事業を試行します。	生活文化スポーツ局
☆DV防止等民間活動助成事業	民間団体等が自主的に行う配偶者暴力対策に関する事業に助成し、民間の活動を支援します。	生活文化スポーツ局
☆調査・研究	都における相談事例の分析など、配偶者暴力の被害や自立支援に関する実態把握に努めています。	生活文化スポーツ局

〈都民・事業者の取組〉

ア 被害者等への支援

団体等の特性や経験を活かし、被害者や子どもへの支援を行います。

項目	概要	団体名
被害者等への支援	<p>相談事業 電話相談、メール相談、面接相談など、専門的な研修を受けた犯罪被害相談員による相談業務を行います。</p> <p>被害者への直接的支援事業 被害者の希望に応じて、警察署、病院、法廷等への付き添い、情報提供等を行います。</p> <p>☆啓発活動等 関係機関との連携や支援活動に関する広報啓発活動、被害者等に関する調査及び研究等を行います。</p> <p>D V防止キャンペーンとして、ホットラインカードの配布、ポスターの掲示など、D Vへの知識、関心を高めるための活動を行います。</p> <p>シェルターの設置や活動を支援します。</p> <p>☆被害女性の自立を支援するため、裁判費用などのための基金活動、衣服等の生活物資の援助等を行います。</p> <p>「女性に機会を与える賞」(WO A賞)を実施し、扶養家族に対し主たる経済的責任を負い、生活のレベルアップを目指している経済的援助が必要な女性を顕彰活動により支援します。(再掲)</p>	被害者支援 都民センター
N P O支援	カウンセリング事業を行うN P Oの設立支援及び育成を支援します。	ソロプチミスト日本東リジョン N P Oサポートセンター
法制度の周知	配偶者暴力防止法や児童虐待防止法の周知 関係機関と連携を図りながら、法律に定める医師の通報や早期発見等について医師会会員に適切に情報を提供します。	医師会

② 性暴力・ストーカー等の防止

目標

被害者の人権を尊重し、被害者の立場に配慮した相談支援体制の充実を図ります。

■現状・課題

性犯罪やストーカー行為は、特に女性の人権に深くかかわる社会的な問題です。これらの行為により、身体的・精神的に大きな被害を受けるとともに、関係機関や第三者の不用意な発言によって精神的に大きな傷を負う場合も多くみられます。

都は、これまで女性警察官が被害者からの相談、事情聴取等に対応するなど被害者が相談しやすい環境づくりや被害者の立場に立った情報提供等の支援に取り組んできました。

また、平成12年11月に施行されたストーカー規制法*を適切に運用し、その防止を図っています。

警視庁に寄せられたストーカー行為等に係る相談件数は、年々増加する傾向がみられ、平成17年は934件で、被害者の約90%が女性です。平成16年7月に住民基本台帳法が改正、施行され、ストーカーや配偶者暴力の被害者の保護を図ることを目的に住民基本台帳の閲覧制限が可能となつたため、制限を実施するための支援の要望が急増しています。

■基本的方向

被害者に適切な支援を提供し、その苦痛を軽減できるよう、被害者が相談しやすい環境づくりや情報提供の方法の検討等、被害者の立場に配慮した対策を充実します。

ストーカー規制法を適切に運用し、被害者の立場に立った迅速かつ適切な対応・支援に努めるとともに、被害の防止を図ります。

*ストーカー規制法（ストーカー行為等の規制等に関する法律）

（平成12年5月18日法律第81号）

ストーカー行為等を処罰するなど必要な規制と、被害者に対する援助等を定めており、被害者をストーカー行為の被害から守るものです。

く都の施策 >

ア 被害者等への支援

性犯罪等の防止と相談しやすい体制等の充実、被害者への配慮を徹底するとともに、性犯罪・性暴力への対応と取締りを強化します。

事業名	事業概要	所管局
相談・一時保護	ウィメンズプラザや女性相談センターにおいて、電話や面接によって相談に応じるほか、女性相談センターにおいて、一時保護等の相談に応じます。(再掲)	福祉保健局 生活文化スポーツ局
来日外国人女性緊急保護事業の補助	緊急に保護を求める外国人女性に対する保護体制の充実を図るために、外国人女性の緊急保護を実施する法人に対し、その運営に要する経費の一部を補助します。	福祉保健局
女性に対する相談体制の充実	鉄道警察隊分駐所に痴漢被害相談所を設置し、また、女性警察官が配置されている交番に女性の安全相談所を開設し、女性警察官が女性の被害や相談等の受理に当たり、性犯罪等の防止と相談しやすい体制の充実を図ります。	警視庁
情報提供、相談、カウンセリング機能の充実	「犯罪被害者ホットライン」により、被害者からの相談に応じるほか、各警察署における被害者相談受理体制の整備、充実を図ります。 「被害者の手引き」の交付により、各種情報提供を行います。	警視庁
☆性犯罪被害者に対する支援	性犯罪被害者の治療等に係る経済的負担の軽減を図るため、緊急避妊薬、性感染症検査及び人工妊娠中絶に係る費用の一部を公費により支出します。	警視庁
性犯罪被害者への配慮	女性警察官のうち、適任者を「性犯罪捜査員」に指定し、事件の潜在化防止と被害者の精神的負担の軽減を図ります。 性犯罪捜査員に対し、性犯罪被害者からの事情聴取、供述調書の作成、その他専門的知識及び技能習得に重きを置いた訓練を推進し、捜査能力の向上に努めるとともに、組織的な体制強化をしています。	警視庁

事業名	事業概要	所管局
性暴力・性犯罪への対応と取締り強化	<p>捜査を迅速かつ的確に推進するため、主管課の専務員が早期現場臨場するとともに、性犯罪捜査員の育成強化を図ります。</p> <p>「犯罪被害者支援推進月間」を実施し、性犯罪被害者に対する処遇の適正と捜査の徹底を図ります。</p> <p>児童ポルノ・児童買春等の根絶に向けて、取締体制の強化及び少年相談専門職員等による相談・保護の充実を図ります。</p>	警視庁

〈都民・事業者の取組〉

ア 被害者等への支援

性犯罪、ストーカー行為の防止は、重要な社会的課題であるとの認識を深めるとともに、民間団体等は、その機能を活かし、被害者相談や被害者への支援を行います。

項目	概要	団体名
被害者等への支援	<p>相談事業 電話相談、メール相談、面接相談など、専門的な研修を受けた犯罪被害相談員による相談業務を行います。(再掲)</p> <p>被害者への直接的支援事業 被害者の希望に応じて、警察署、病院、法廷等への付き添い、情報提供等を行います。(再掲)</p> <p>☆啓発活動等 関係機関との連携や支援活動に関する広報啓発活動、被害者等に関する調査及び研究等を行います。(再掲)</p>	被害者支援 都民センター
女性に対する暴力の根絶	<p>☆女性に対する性犯罪・売買春・人身売買防止等への取組として、児童買春・児童ポルノ禁止等に関するユニセフ・E C P A T*等の活動に参加します。</p> <p>* E C P A T : あらゆる形態の子どもの商業的性的搾取を根絶するための国際N G Oです。国内では、E C P A T／ストップ子ども買春の会として、子どもの買春、子どもポルノ、性的目的の人身売買の根絶をめざして、さまざまな活動を行っています。</p>	ソロプチミスト日本東リジョン

③ セクシュアル・ハラスメントの防止

目標

セクシュアル・ハラスメントは、社会的に許されない行為であることを広く周知徹底するとともに、その防止に努めます。

■現状・課題

セクシュアル・ハラスメントは、対象となった個人の名誉や尊厳を傷つけ、人権を侵害するだけでなく、能力の発揮を妨げるとともに、生活へ深刻な影響を与えるものです。これは社会的に許されない行為であり、一種の暴力です。加害者は、被害者側の不快な思いに気づかないことが多くみられます。

都は、基本条例第14条において、あらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメントを禁止しています。

また、改正男女雇用機会均等法により、セクシュアル・ハラスメントの防止規定が女性だけでなく、男性に対するセクシュアル・ハラスメントも防止対策の対象とすることとなりました。さらに、事業主が行うセクシュアル・ハラスメント対策が配慮義務から措置義務になり、事業主が必ず防止措置を講じなければならない義務に変更されています。

東京都の労働相談からみると、セクシュアル・ハラスメントに関する労働相談は、平成17年度は2,325件であり、年々増加する傾向がみられ、その約半数が「対価型・地位利用型セクハラに関する労働者からの相談」です。

■基本的方向

セクシュアル・ハラスメントは社会的に許されない行為であることを広く周知徹底するため、普及啓発や相談体制の充実など、セクシュアル・ハラスメント防止に向けて必要な対策を充実します。

雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメントについては、男女雇用機会均等法等に基づき、事業者に対する周知徹底を図ります。

学校等の教育機関におけるセクシュアル・ハラスメントについてもその防止に向けて、積極的に取り組みます。

く 都の施策 >

ア 都庁内におけるセクシュアル・ハラスメントの防止対策

都庁内におけるセクシュアル・ハラスメントの防止体制を整備するとともに、セクシュアル・ハラスメント行為を行った者については、厳正な措置を行います。

事業名	事業概要	所管局
セクシュアル・ハラスメント防止連絡会議の開催	各任命権者の代表、関係局の代表及び関係者等からなる連絡会議を設置して、都におけるセクシュアル・ハラスメントの防止を図ります。	総務局
セクシュアル・ハラスメント相談員の設置	各局にセクシュアル・ハラスメント相談員を設置して、職員からの相談・苦情を受け、また職員に対して適切な指導及び助言を行います。	各局
セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修	講師養成研修「男女平等推進科」 セクシュアル・ハラスメント相談員及び局の人権・セクハラ研修の講師を対象に男女平等参画についての研修を行います。 講師養成研修「人権・同和問題科」 管理職及び管理職候補者を対象にセクシュアル・ハラスメントに関する研修を行います。	総務局
	職員を対象に男女平等参画についての研修を実施します。	各局
	公立学校の初任者研修や10年経験者研修、管理職研修（候補者を含みます。）において、セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修を実施します。	教育庁

イ 相談・普及啓発

雇用の分野におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するために、法令の周知や相談体制を整備します。

事業名	事業概要	所管局
セクシュアル・ハラスメント防止に関する労働相談等	労働者・使用者双方に対して、セクシュアル・ハラスメント防止に関する普及啓発活動を行います。また、職場におけるセクシュアル・ハラスメントに関する相談、あっせんを行います。	産業労働局

〈都民・事業者の取組〉

ア セクシュアル・ハラスメント防止の普及啓発等

各企業や教育機関等において、男女雇用機会均等法の改正の趣旨を踏まえ、セクシュアル・ハラスメントの防止対策を検討し、取組を強化するとともに、周知を図ります。相談しやすく、迅速かつ適切な対応ができる体制の整備を進めていきます。

項目	概要	団体名
普及啓発・研修	☆セクシュアル・ハラスメントや性暴力等の防止についての知識の普及啓発、資料の配布などに努めます。	工業団体連合会
	キャンパス・セクシュアル・ハラスメントについて、各大学が積極的に取り組むように普及啓発を図ります。	私大連盟
	職場におけるセクシュアル・ハラスメントを理解するためには研修を実施していきます。	専修学校各種学校協会
	☆セクシュアル・ハラスメントに関する状況把握や制度整備等の事例の把握、情報提供を行います。	生活協同組合連合会
相談	会員の要望に応じ検討し、相談に対応します。	書籍出版協会
NPO支援	セクシュアル・ハラスメントの悩みに対応する事業を行うNPOの設立支援と育成を行います。（再掲）	NPOサポートセンター